

戸開走行保護装置  
 定期検査及び定期点検の項目・事項・方法・判定基準  
 大臣認定番号 ENNNUN-0152 UCMP形式 DBE-1

発行：平成 30 年 6 月 25 日 Ver. 4

	検査項目	検査事項	検査方法	判定基準
(1)	戸開走行保護回路	取付けの状況	触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		走行中戸開時の動作有無	エレベーターがドアゾーン外にいる時に、乗場戸の錠を外す。	電動機動力電源および電磁式遮断弁の励磁コイル電源を遮断するリレー（S）が消磁しないこと。エレベーターが停止しないこと。
		安全制御プログラムバージョン	ソフトウェアバージョンを確認する。	大臣認定を受けたものと同一でないこと。（JAA31414BAA でないこと。）
(2)	液圧パワーユニット	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		加圧検査	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させ、30秒作動の状況を確認する。	イ 加圧運転終了後、変形、損傷、亀裂、作動液漏れがあること。 ロ 加圧運転終了後、作動液にじみがあること。
		液漏れ異常確認	戸閉状態で10分間待機させる。	床合わせ補正装置が動作すること。
(3)	制御弁ユニット	作動液粘度及び状況	粘度の確認及び作動液の状況を確認する。	●ユシロ製水グリコール ペーハー（pH）値が9未満であること。 Brix 値が 41~50% 範囲内でないこと。 ●松村石油製水グリコール 年度で作動液分析が実施され、指摘があること。又は指摘は正が完了していないこと。
			かごをストッパーの上に乗せタンク液量の確認	液面が水面計の上限と下限の中間以下または上限を超えていること。
		逆支弁異常判定	保守ツールで確認する。	下降量 20 mm を超えていること。
(4)	手動下降弁	作動の状況	無負荷の状態で作動の状況を確認する。	作動しないこと。
		手動操作部の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食あること。
(5)	つま先保護板	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		長さ	かご床面からつま先保護板直線部までの長さを測定する。	66.5 mm 未満であること。
(6)	特定距離感知装置	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		動作位置	各階に走行させ、着床させる。	正常に着床しないこと。
(7)	部品	規定部品の型式	目視により確認する。	規定部品の型式が適正なものでないこと。
		規定部品の交換基準	目視及び触診により確認する。	規定部品の動作回数又は経過時間が規定値を超えていること。 S: 10年経過 GDS: 100万回到達時/10年経過
上記 (1) ~ (7) の検査結果で「否」又は別記第二号 1-(11)・2-(1)・3-(3)・4-(11)・4-(13)の検査結果で、「要是正」又は「要重点点検」の判定がある場合は、別記第二号 2-(13)「戸開走行保護装置」の検査結果を「要是正」又は「要重点点検」と判定する。				

この印刷物に記載した内容は、予告なく変更することがありますのでご了承ください。

著作権所有：日本オーチス・エレベータ株式会社